

熊本県警察史 第二巻（大正・昭和前期編）

昭和五十七年三月末日 印刷

昭和五十七年四月一日 発行

編集 熊本県警察史編さん委員会

発行 熊本県警察本部  
熊本市水前寺六丁目一八一一

監修 慶應義塾大学名誉教授  
大妻女子大学教授

法学博士

さし絵 栗嶋英男  
熊本県立美術館

手塚 豊  
法学博士

印刷

凸版印刷株式会社  
東京都台東区台東一五一

街路燈類・作業燈類は除外された。

○空襲管制は、空襲警報が発令されたときから、解除まで行われ、すべての燈火を消すか、または、全く光が外に漏れてはならないもので、戸戸を締め遮光幕をして、懐中電燈かろうそくを使用した。また、消燈することができない、鐵道の信号灯・道路の交通信号燈には、遠方上空からの視認を困難にするため、長い覆を取り付けて秘匿するようにした。しかし、機関車の焚口や煙突の火煙はどうしようもなかった。なお、救急病院・救護所には白十字外赤の標識をつけた。(前掲『日本防空史』)

この燈火管制規則の施行によって、本県では、昭和一三年九月二二日「燈火管制規則施行細則」(第七二号)と「燈火管制施行細則取扱手續」(熊本県訓令第三一号)を同時に制定し、特別の事情による知事の指定する光、消防・人命救助等で必要最小限度の光を使用した場合の届出義務、特別の必要によって必要最少限度の光を使用する場合の許可、県内の光の秘匿期限等について規定した。

**分 散 疎 開** 防空上の観点から過大都市化の防止、居住密度の低減化、消防危険地区の整理は太平洋戦争突入前から問題とされており、その対策として、都市内に空き地帯を設定する、密集市街に幅員三六尺以上の街路を設ける、防火帯・公園緑地・消防道路を開設する、などの防空都市計画を立て実施中であった。ところが、太平洋戦争が激烈になるに伴い、大空襲必至の情勢となり、防空都市計画は早急に推進しなければならなくなつた。

そこで、昭和一八年一〇月一五日「帝都及重要都市ニ於ケル工場・家屋等ノ疎開及人員ノ地方轉出ニ關スル件」が閣議決定され、統いて、同年一二月二一日の閣議で「都市疎開實施要綱」が決定された。これに基づいて、主要一二都市(東京区内・横浜・川崎・名古屋・大阪・神戸・尼崎・門司・小倉・戸畠・若松・八幡の各市)が指定され、この指定地域内では、昭和一九年二月から建物を間引きして防空空地が設けられることになった。

更に、昭和一三年三月三日に閣議決定されていた「一般疎開促進要綱」に基づく疎開を促進するため、建物疎開は昭和一九年三月三日から実施された。



昭和19年8月8日(熊本県)童疎開(東京上野駅) (東京新聞社提供)

和一九年中期を目途として、目標量を最大限に繰上げて施行する方針の下に、戦時非常措置の手段に訴えても、事業執行の迅速化を図ることになり、各道府県は三月二〇日までに具体案を防空總本部に提出することになった。こうして、同年一一月、防空法に基づく内務省告示によつて第一次建築物の強制疎開の実施が始まり、翌二〇年四月、第二次建築物疎開と人員疎開が命ぜられ、統いて第三次・第四次と疎開命令が出された。(前掲『日本防空史』)

一方、人員疎開については、昭和一九年六月三〇日「學童疎開促進要綱」が閣議決定されるとともに、一般疎開促進要綱による建物疎開に関連して、一般的な人員疎開を建物の繰上げ疎開に順応して、重点的かつ有効的に計画実施するよう指導され、人員疎開が始まつた。人員疎開の対象となつたのは、建物の疎開者・施設の疎開者・老人・妊娠婦・病弱者(看護者とも)・企業整備による転廃業者・縁故疎開者であった。

また、疎開の実施に当たつては、日本の家族制度を尊重して強制的に行わず、原則として勧奨による疎開とした。従つて、当初はなかなか進捗しなかつたが、空襲が激化するに伴い、進んで危険な都市から逃れて地方に疎開する者もあり、対象者以外の者も都市を離れた。そのため、実際に疎開した人員は全国で四三〇万人にも達し、これらの人々はほとんど空襲の犠牲からのがれることができたが、都市内に空家・不在家が多くなり、焼夷弾による火災発生を多くしたことも、いなめない事実であったといわれている。(前掲『日本防空史』)

九人に引率されて来県し、県内各所に分散疎開した。（「熊本日日新聞」昭和一九年九月一日）更に、九月には熊本昭和史年表に

「沖縄から疎開の人々が来たのは、この年の秋（九月）でした。学校疎開の学童たちは清流荘・竹内旅館・有明温泉に数百人が合宿しました。私の寺へは六世帯二六人が疎開されました。」（佐々木忠以談）

とあるように、沖縄県から的一般及び学童の集団疎開が鹿本郡山鹿町（現山鹿市）に到着、九月七日には、山鹿・八幡の各国民学校に沖縄県の学童が入学した。（「熊本日日新聞社編」熊本昭和史年表）また、翌一〇月には、一日から飽託郡川尻町（現熊本市）に沖縄県から一般民及び学童の疎開者が到着するなどしたため、本県は、沖縄県からの疎開者多数を受入れた。

しかし、こうした疎開者を入れも、昭和二〇年四月四日には、陸海軍大臣から「工場疎開及人員移駐受入制限地域ニ關スル件」（陸密第一二八六号）が、次のとおり示達され、県下天草郡への受入れが規制された。

#### 「工場疎開及人員移駐受入制限地域ニ關スル件

##### 一、疎開及人員受入制限地域

熊本縣天草郡

二、受入制限地域ニ對シテハ歸郷及緣故疎開並罹災者ノ一時避難ハ之ヲ制限セサルモ今後學童集團疎開（既ニ疎開シアルモノアル時ハ成ルヘク速ニ再疎開セシム）及工場疎開ハ原則トシテ之ヲ實施セサル如クシ、集團歸農ニ就テハ現地ノ實狀ニ適スル如ク所要ノ統制ヲ加フ

但シ特ニ必要ナルモノ及疎開工事進行中ノ工事ニ關シテハ關係當事機關協議處置スルモノトス

三、本件實施ノ細部ニ關シ地方行政協議會長ハ關係軍管區司令官、鎮守府司令長官又ハ警備府司令長官ト緊密ニ連繫スルモノトス

ス

**備考** 本件ハ公表セス地方長官以上ニ於テ措置スルモノトス」（『熊本縣警察公文類纂』第三卷）

本県においては、この通達に基づき、昭和二〇年五月一五日、熊警防秘第二一三号で各警察署長に対し、防空指導上誤りのないように、次の事項を通達した。

「一、受入制限地域は、敵の上陸に備えて軍の作戦上陸海軍の行う防衛を強化すべき地域で、要目『八』の規定の沿岸主要警備地として取扱はるべき地域であること。

二、受入制限地域は、敵の上陸を予想し、これが公算の大小にかかわらず、軍の作戦上の必要により全面的に考慮したるものにして、自ら警備の要度に差異あるを以て、工場疎開及び人員移駐受入制限取扱に関しては、画一的ならしむることなく彈力性を保持せしめ、現地の実情に適する如く措置すること。

三、受入制限地域は、主として今後計画的に実施せらるべき重要な工場疎開及び学童の集團疎開と、集團帰農を原則として制限する趣旨にして、帰郷・縁故疎開並びに罹災者の一時避難等を制限せざるものにして、これらを制限するに於ては沿岸地域住民をしていたずらに不安動搖せしめ、逃避の趨勢を惹起せしむる素因たらしむるにつき、指導に誤りなきを期すること。

四、疎開及び人員受入制限地域は、『陸海軍大臣の提示は天草なるも、陸軍次官より西部軍參謀長宛通牒は天草郡下島本渡町外三か町村』なること。

五、学童集団疎開及び集団帰農は、原則として制限地域内（天草郡）に受入を行わざるも同一県内においては『天草郡下島』以外の地域は差支えなきものとす。但し現に実施あるものはそのままとすること。

六、工場疎開は現に天草郡内に疎開工事進行中のものはそのままとするも、天草郡下島においては、敷地購買程度のものはこれを他に疎開せしむること。

その他は原則として『天草郡内』に受入を行わざる方針なるが、特に必要なものはその都度軍と協議し決定す。

七、受入制限地域は、軍作戦上の考慮に基づきたるものなるをもって、外部に公表せずこれが取扱に關し慎重を期し、警備上の第五節 防空警察

計画準備に指導上の基準とすること。」（前掲『熊本県警察公文類纂』第三卷）

なお、こうした疎開に要する事業費は、人員疎開に四九四万円、学童疎開に四〇〇万円、建物疎開に七億七〇〇万円、物資疎開に三九〇万円が見積られたが、実際には一九億六、六〇〇万円を要したといわれている。また、強制疎開では、運搬不可能な家具を家の前に並べて売却する風景は、まさに古道具市のようにあり、残った家屋の解体作業は、警防団が主体となつて、柱に鋸目を入れ、けた・はり・柱に綱をつけ、隣組防空群の婦女子・国民学校生徒・中学生などが大勢して引き倒したが、一部では軍隊が一括して解体したところもあった。そして、解体した材木の多くは防空壕の構築に利用された。

その後、一般家屋疎開に統いて、軍需生産の長期継続の確保を期するため、昭和二〇年二月二三日の閣議で「工場緊急疎開要綱」が決定示達され、工場疎開を徹底的に実施し、系列工場の効果的分散と地下移設が講ぜられることになった。この疎開の対象となつたのは、航空機及び同部品工場、兵器及び同部品工場、重要機械工場、重要資材関係工場などで、防空・防衛上の条件を重視して疎開先を選定、各地方ごとに関連工業が均整を保ち、総合的に自立できるように計画して疎開することとされた。

また、工場疎開に統いて、物的戦力の確保を目的として、昭和二〇年六月二六日の閣議で「重要物資等ノ緊急疎開ニ關スル件」が決定示達された。対象となつたのは、工場及び倉庫に保管されている物資のうち、特に、軍需品・燃料（ガソリン・重油・マシン油・松根油等）、軍需原材料（火薬・爆薬・アルミ・特殊綱・ニッケル・タンクステン・電線・ゴム等）、食糧・衣料・医薬品・重要機械・器具・装置、その他戦局上重要と認められる物資とされ、保管には、防衛責任者を定め、警備・消防・防護の措置を講じ、七月一五日までに總てを完了することとされた。（前掲『日本防空史』）

本県内における軍需工場等の疎開は、昭和二〇年二月二三日の「工場緊急疎開要綱」（閣議決定）によつて始められた。

たが、軍需省からの要請に基づき県経済第二部長、内政部長及び警察部長連名で昭和二〇年三月三一日、それぞれの下部機関に対し次のとおり「工場緊急疎開ニ關スル件」（軍第四五六号）を示達した。

「現下ノ熾烈ナル空襲ノ様相ニ鑑ミ、工場事業場等生産關係諸施設ヲ綜合的ニ緊急疎開ヲ實施セラル、コトト相成候處、左記事項御了知ノ上之ガ急速ナル實施ニ關シ、關係方面ヨリ連絡アリタル場合ハ最善ノ御努力相成度及通牒候也

#### 記

差當リ疎開ヲ實施スベキモノハ概ネ左ニ依ルコト

- 1、航空機工場
  - 2、航空機燃料工場
  - 3、特攻兵器工場
  - 4、火薬工場
  - 5、電波兵器、防空兵器ニシテ臨時生産防衛對策中央本部ニ於テ決定シタル工場
  - 6、前各號ニ掲タルモノノ部品工場及原材料工場
- 實施ニ當リテハ航空機關係工場ヲ最優先トシ爾餘ノモノハ右航空機關係工場ノ疎開實行ニ支障ラ來サザル範圍内ニ於テ之ヲ實施スルモノトス」（前掲『熊本県警察公文類纂』第三卷）

その結果、熊本県関係では昭和二〇年四月から同年八月まで、次のように実施された。

第四章 警察活動

軍需工場等分散疎開狀況		疎開年月日	疎開対象名	同上所在地	疎開先	摘要
現在	現在	昭20・4・16	右同第二工場	太刀洗航空廠菊池分廠第一工場	菊池郡泗水村	(從業員三〇〇名)
"	"	昭20・5・10	右工場	遊休船舶二五隻	右同	菊池郡北合志村伊坂
"	"	現在	料	霞庄飛行隊所屬武器彈藥燃料 陸軍被服支廠久留米出張所熊本 駐在所保管軍被服	菊池郡戸崎村一帶	菊池郡牛深港
"	"	現在	小倉兵器廠補給所	福岡縣小倉市	天草郡久玉村中浦港	菊池郡隈府町有田酒造工場跡
"	"	現在	鹿屋航空廠	鹿兒島縣	天草郡久玉村中浦港	"
"	"	現在	陸軍病院菊池分院	菊池郡泗水村	菊池郡戸崎村大字森北山林内	菊池郡隈府町有田酒造工場跡
"	"	現在	宮崎陸軍病院	宮崎縣	宇土郡松合町等	(從業員一三〇名)
"	"	現在	熊本鐵工所春竹工場 (飛行機部品製造)	熊本市花園町	五か所に分散保管	(從業員一三〇名)
"	"	現在	肥後機械製作所 (彈薬)	熊本市花園町	洞窟掘削中	疎開完了
"	"	現在	日本ゴム熊本工場 (熊第六〇三三工場) (防毒面その他)	熊本市世安町	六五、九〇〇着	疎開完了
"	"	現在	日東航器熊本工場 (熊第二二一一工場) (冷却機)	熊本市春竹町	地下施設へ完了	横穴掘削中
"	"	現在	九州工具株式会社	熊本市水前寺町	同上	横穴掘削中
"	"	現在	九州配電熊本変電所	熊本市池田町字西原	六五、九〇〇着	疎開完了
"	"	現在	肥後織維板工場	熊本市川尻町新町四〇八	六五、九〇〇着	疎開完了
"	"	現在	熊第一一二〇一工場 (古庄航機日吉工場)	熊本市高江町	六五、九〇〇着	疎開完了
"	"	現在	熊第一一一八一工場 (不知火航空機)	熊本市田崎町	六五、九〇〇着	疎開完了
"	"	現在	熊第一一一八一工場 (東肥航空機株式会社)	熊託郡田迎村	六五、九〇〇着	疎開完了
"	"	現在	阿蘇郡内牧町	阿蘇郡内牧町	六五、九〇〇着	疎開完了
"	"	現在	(從業員七〇〇名)	(從業員七〇〇名)	(從業員七〇〇名)	(從業員七〇〇名)

疎開年月日	疎開対象名	同上所在地	疎開先	摘要要
昭20・5・16	熊第三八〇一工場 (熊本電熱工業所)	熊本市春竹町	下益城郡延用町土喰	(徒業員六〇名)
昭20・5・23	熊第一一〇一工場 (三菱重工業第九製作所)	熊本市健軍町	球磨郡渡村及び同郡一勝地村奈良口	(徒業員三〇〇名)
昭20・5・25	第三二海軍航空廠人吉分工場	人吉市駒井田町	県下一円の中等学校四、高等女学校一〇に分散、学校工場化を図っている	疎開着手中
昭20・5・26	東京第二陸軍造兵廠荒尾製作所	右同	鹿本郡米田村大字小原区内周囲約一キロメートルの小丘陵	地下施設建造の準備
現在	三井化学工業玉名工場	球磨郡木上村	球磨郡木上村及び深田村両地域に分散	疎開着手中
現在	日本窒素化学曹達荒尾工場	荒尾市大字荒尾	玉名郡清里村の大丘陵に分散	地下施設建造の準備
昭20・6・3	川崎航空機工業株式会社都城工場	荒尾市大谷	玉名郡清里村の大丘陵に分散	疎開着手中
現在	熊本第一一〇一工場病院	右同	熊本市建軍町	横穴一本工事中
現在		右同	熊本市出水町碧水樓熊本市神水町	横穴一本工事中
昭20・5・26		右同	阿蘇郡黒川村、尾ヶ石村内牧町	横穴一本工事中
現在		右同	一帯	横穴一本工事中
現在		右同	準備中	横穴一本工事中

(前掲『熊本県警察公文類纂』第三卷)

## 待避

わが国の民防空は、防火が重点であったため、当初、各家庭では、床下等を掘って待避所（防空壕）を設け、敵機が来襲したら、爆弾あるいは焼夷弾の投下中一時待避所でその危害を避け、敵機が頭上を去ったたら、直ちに待避所から出て防火活動等を始めることが防空上の基本的姿勢とされていた。そこで、隣組や各戸に対しては、開放無蓋型地下式防空壕の設置がすすめられた。

しかし、実際に空襲を受けなかつた当初のころは、なかなかその整備は困難であった。そこで、内務省防空局では、昭和一七年七月「防空待避施設指導要綱」を制定して、一般家庭・工場などで自家用として設ける待避所の増設を図ることとも、更に、自発的な施設奨励から一步を進めて、強制的に待避所を急設させることを決定、特に工場・学校・港湾等に、その就労者、学生、生徒、通行者などのために、公共待避所を必ず整備することにして、昭和一八年六月二六日、各地方長官に指示した。（前掲『日本防空史』）

こうして、防空組織系統を通じて待避所の整備を急がせる一方、一般国民に対しても、「時局防空必携」を通じ

「待避所は、當局より指示された所では必ず作る。木造住宅に設けるものは出易い床下の地下か屋外の地下がよい。已むを得ないときは効力は少いが地上に作る。

床上に作る場合日常生活に差支があるときは、警戒警報發令と同時に作れるよう準備して置く」（内務省編「時

などとして待避所設置を指導した。このため、一部公共のものや、特別な者の待避所を除き、一般隣組単位や個人のものは掩蓋のない待避所が、次第に整備された。

ところが、昭和一九年六月には北九州が空襲によって防空に従事した人が相当な損害を受け、待避所にはぜひ掩蓋を必要とすることを教えられた。しかも、昭和一九年七月一六日には、サイパンが米軍の手におち、戦局はいよいよ重大